

「入門」の再検討（４）

岩元 修一*

A reexamination of the legal proceedings *Irikado*（４）

IWAMOTO Shuichi*

論文要旨 本稿は日本中世の訴訟手続きの一つである「入門」（いりかど）について、関係史料のうち、これまで取り上げなかった史料を対象にして再検討を行うものである。

7. その他の陳状に見える「入門」の再検討

最初に田代文書の事例から検討する。関連事項を表3に整理した。以下、この経過説明の典拠については後掲表3の番号で示す。この相論は撰関家大番領和泉国大鳥庄上条をめぐるので、すでに鎌倉時代から雑掌と地頭田代氏および有力住人の間で争いが生じていた(56)。上村入道は有力住人に相当し、基宗、信海、道照と記述され(表3-3・9・12)、大番領の保司としても出てくる(表3-4)。

田代了賢はこの信海、そして大番領雑掌祐尊と争っていた。検討するのは表3-12の田代了賢重陳状案である。経過を簡単に確認すると、雑掌祐尊は表3-8で田代了賢を訴えた。その後、了賢が陳状を提出したが、表3-11で了賢は雑掌祐尊から二問状を請取ながら二答状を提出していないと訴えられていた。そこで提出されたのが〔史料8〕の重陳状案である。田代了賢は全17項目にわたり反論しており、その第1項目で「入門」（傍線⑨）の、第9項目で「肝要」（傍線⑩）の語句を使用している。以下に史料を示す。

〔史料8〕田代了賢重陳状案（田代文書、『大日本史料 第六編』10、781頁以下、①～⑩の番号と傍線、（ ）、「・」第○項目」は引用者による、<>は割注を示す）

(2021年1月19日受理)

*宇部工業高等専門学校 一般科

(端書) 田代豊前又二郎入道重訴状 (マハ)
和泉国大鳥庄上条地頭田代豊前又次郎入道了賢重弁申
欲早①被棄捐大番雑掌祐尊同篇無窮謀訴、②被処違勅過言悪党<道照、寛勝法師等>扶持重科、③於了賢者、任院宣并関東六波羅度々御下知、当御代数箇度御奉書等旨、中分地頭領内一円進止不可有相違由、重蒙御成敗間事、副進
一卷 院宣関東六波羅御下知御教書等（割注省略）
一卷 当御代御奉書并奥州同守護代請文案（割注省略）
二通 先雑掌乗円訴状（割注省略）
右罪名治定道照<俗名基宗>、寛勝法師等、替名字於大番雑掌祐尊、於其面者、道照令出対御奉行所、(中略)云々、此条④如載先陳、(中略)所詮⑤如先陳言上、⑥於当条下地半分者、(中略)於六波羅避給地頭一円之間、雖為段歩、不可有公家領之条、武家度々御下知状明鏡上者、⑦了賢始而不及対問、⑧此上祐尊有所存者、対領家御分可申敷、於武家者、敢以不可及執御沙汰之間、⑨以入門可被棄捐者也、(中略)矣、
同状云、(中略)<云々、取詮> #####・第2項目#
此条、(中略)矣、#
(以下、第3項目目の記述から6項目を省略)
同状云、対高陽院雑掌頼直御下知者、(中略)<云々、取意> #####・第9項目#
此条、(中略)⑩所詮当相論之肝要、有此段者也矣、#
(以下、8項目を省略)#
右以前条々、(中略)重披陳言上如件、
貞和三年七月

最初に〔史料8〕の内容を簡単に確認する。了賢は重陳状案の最初の事書部分で訴人祐尊については無窮の謀訴の棄却(傍線①)と違勅過言の悪党扶持の重科に処すこと(傍線②)を求め、自身については公武の発給文書等に任せて中分の地頭領内一円進止の安堵を要請した(傍線③)。了賢の最初の項目(第1項目とする)での主張(傍線④・⑤)によると、上条の下地半分は六波羅探題において地頭一円に去り給わり、公家領が少しもないことは武家の下知状等に明らか(傍線⑥)、そこではじめて対問に及ばなかった(傍線⑦)、この上雑掌祐尊に所存があれば(武家ではなくて)領家に対して提訴すべきではないか、武家(ここでは室町幕府)においては特別の取り計らい(57)をすべきではない(傍線⑧)、「入門」をもって(雑掌祐尊の訴えを)棄却されるべきである(傍線⑨)、というものである。

さて、〔史料8〕では「入門」(傍線⑨)とは別に「肝要」(傍線⑩)が使われている。同じ内容を別の語句で表現することも可能だろうが、傍線⑨の「入門」を「肝要」と入れ換えてみた場合、「肝要」をもって棄却要求というだけでは反論として説得力を持たないのではなかろうか。やはりこの場合、二つの語句を同じようには理解できない。また、すでに検討した〔史料4〕の「以此入門」のような限定する「此」という語句がここにはない。「入門」手続きを訴論人側から要求する際に「此」の語句を付すのは、「入門」手続きで訴論人側にとって最重要で具体的な「此の」肝要を取り上げてもらうためであったというのが小論の結論であった。

そこで「此」を付さない〔史料8〕の事例の場合、論人の了賢からすれば、はじめて対問にも及ばなかった(傍線⑦)程に武家の度々の下知状等が明鏡(自身の主張(論点)の正しさは明らか)なので(傍線⑥)、傍線①で訴人の訴えの棄却を求めていることから明らかに、これ以上の訴陳状の交換によって具体的な審理を経る必要はないという認識があったと理解できる。したがってここでの「入門」手続きの要求とは、これ以上訴陳状の交換を繰り返すのではなく、訴人と論人のこれまでの主張をふまえて幕府側で発見した論点につき審理する「入門」手続きを採用し、訴人の訴えの棄却を求めたもの、すでに第1章で確認した「入門」の(ア)肝要を勘える(手続き)の用法と判断し

ておきたい(58)。ただ、この後の具体的な展開については史料がなく不明である。

次に、長福寺文書の事例を検討する。はじめに史料を示す。

〔史料9〕長福寺雑掌肯歆陳状土代(東京大学文学部所蔵長福寺文書、石井進編『長福寺文書の研究』(山川出版社、1992年)「文書編」543号、①の番号と傍線、()は引用者による、<>は割注、{ }は傍注を示す)

(端裏書)
「土代 末時名目安 康暦元十月日」
(異筆部分省略)

長福寺雑掌肯歆謹弁申

欲早棄損大中臣氏女非分謀訴、寺家任相伝当知行道理、蒙重御成敗、梅津庄内末時名事、

副進

一通 性円讓状案(割注省略)

一通 祇円讓状案 <暦応四年九月廿四日>

一通 肯麗寄進状案<康永四年六月一日>

二通 安堵御教書并御施行案<永和元年六月廿七日>

右当名者、筑前入道性円讓与大進公畢、彼讓状云、○{大式局}一期之後者大進公永代可相承<云々、取意>、仍大進公<実名祇円>以之讓与登々丸<号肯麗>、登々丸又寄附于長福寺、此後彼局他界之間、任本契約相承之理、寺家領安堵御教書、相伝当知行所無他妨也、而今号大中臣氏女(祢大式局息女)而云彼局可永領之旨有讓状之由、構出謀書及奸訴之条、濫吹之至也、寺家已預安堵御教書後送歲月、備進御年貢当知行之条、上方被知食之、庄家普無其隱者也、而号氏女者、○{去永和元年}御沙汰之刻、終不及出対矣、訴訟令違期之条、非普通之儀、且先以此①入門、不日被棄捐謀訴、可○{被}糺行重科哉、(後略)

〔史料9〕は、梅津庄内末時名をめぐり長福寺雑掌肯歆が大中臣氏女の訴えに対して反論した後欠の陳状の土代である。肯歆の反論によると、論所は筑前入道性円が大進公に讓与したもので、その讓状には大式局の一期の後は大進公が永代相承するようにと記されていた。そのため大進公は登々丸に讓与し、登々丸が長福寺に寄附した。その後大

式局が他界し、寺が相伝当知行しているという。これに対して大式局の息女と称する大中臣氏女という人物が、彼の局の永領すべしという議状を根拠に提訴し相論に至ったことがわかる。論人側の主張によると、訴人は永和元年(1375)の審理に出対しなかったらしい。そこで先ずこの「入門」をもって、すぐに謀訴を棄却するように求めたものである。

〔史料9〕の事例は、これまで確認してきた事例を参考にすると、「入門」の用法(イ)肝要で理解できる。具体的には審理に出対せず裁判を違期したこと(59)である。しかし、この論人側の主張がどのようになったのかを伝える史料は管見に入らない。

8. 書状に見える「入門」の再検討

最初に検討に必要な範囲で史料を示す。

〔史料10〕心灰(60)書状(久米田寺文書、『岸和田市史第6巻 史料編1』309号、①~④の番号と傍線、〔 〕は引用者による、<>は割注を示す)

(包紙)高倉前大納言殿

心灰

①包近光〔名〕事、先日 勅問之時、粗申所存候き、依其事重及御沙汰候ける、尤為恐候、②此事久米田方などを引汲して、申入とや時宜も候つらん、一切無其儀、且先日も、橋寺長老<兼帶敷>送此状候しかとも、不及申入候き、大方者為寺領送多年之条、無其隱歟、然者元弘二も、闕所之地ヲそ賜候つらめ、如此寺領者、争可被行之、縦又誤而雖被行、何無改正乎、③動乱以後、文書等紛失、真俗不可限此事、無文等と云、入門許ニテ、委不被尋国中、非理盡之儀哉<是一>、(中略)④此等条ヲ申て候し也、而(中略)然者などか能々不被尋究候と存候許也、勅問事ハ、大略被注申詞事候、近日無其儀之間、如此之御不審も出来歟、無勿体候、先日面拜之時申候し様ニ、記六所まであらず、如先年武者所ニまれ不被置之条、御沙汰未盡之基候、又奉行人にも堅固未入立文書之間、只一往之料簡ニて不及温意、諸人之愁此事歟、(中略)恐々謹言、

(正平十二年カ)
十一月十五日

心灰

関連史料をもとに経過を簡単に整理する(61)。正平十二年(1357)の七月十八日付で南朝は久米田寺に対して正尹という人物の陳状・具書を副え同寺領である和泉国山直郷包近名地頭職のことに付て答弁を求めた。ここから訴人の久米田寺と論人の正尹の間で和泉国山直郷包近名地頭職をめぐる相論が生じていたことがわかる。南朝は八月七日付で論所が安東蓮性の寄附したものであるという久米田寺の主張を在庁官人等に尋ね、久米田寺の主張に相違ないことを確認した中原俊公の請文が同年八月十三日付で奉行所に提出された。その後南朝では同年九月十七日に久米田寺の越訴について後村上天皇の「聴断」を行った。

この内容をみると、延元二年(1337)八月五日付で後醍醐天皇論旨が久米田寺に充てて発給されていた(62)が、正尹が正平八年(1353)十一月十四日付で後村上天皇の論旨を獲得し知行するに至った。そこで時期が不明だが久米田寺がその判決に対して越訴を行い、それが受理されて前述のように正尹の陳状提出以下の展開となった。南朝では正尹に与えられた論旨を召し返し、その論旨以前に久米田寺に与えられた後醍醐天皇の論旨に任せて同寺の知行を認めることになり、久米田寺に対して後村上天皇論旨が「聴断」の日付で新たに発給された。

では〔史料10〕を検討する。傍線①をみると、前述した包近名の事について「勅問」の時にあらあら所存を述べた、その事により重ねて御沙汰に及ぶとあり、傍線②をみると、この事は久米田寺などを弁護して申し入れたのでは全くないと記しており、この書状が前述の相論と関連すること、心灰なる人物の登場で重ねての御沙汰に及んだことがわかる。この重ねての御沙汰が前述の久米田寺による越訴の受理・審理であったというのが本稿の理解である。

次に、心灰が勅問の時に申し入れた内容とはというと、傍線④にこれらの条を申すと記すことから、傍線④までの箇所記された3項目を申し入れたことがわかる。その第1の項目の一部が傍線③である。傍線③をみると、動乱以後、文書等の紛失は僧俗の世でこの事(当該の相論)に限らない、無文等(文書がないなど)といって「入門」ばかりにて委しく国中に尋ねられず理を盡した事柄ではないのではないか、という。これは後半部分の(中略)箇所を含め心灰が当時の南朝の政務のあり方を批判したものと判断でき

師行判

る。

これまでの本稿の理解をふまれば、この「入門」は久米田寺をめぐる相論への対応を含めた当時の南朝の政務のあり方を心灰が批判する中で言及したものであり、具体的な事例のみに即した内容というよりは久米田寺の件も含めた南朝の政務のあり方について述べたものと理解できる。そのため、この「入門」については〔史料1〕で確認した（ア）肝要を勘える（手続き）の用例となる。〔史料10〕では「無文等と云、入門許ニテ」と記している。文書紛失は久米田寺側の事情でありそのことに言及していることから考えると、この南朝の審理では久米田寺側に尋ねていたことは確実である。南朝では久米田寺に証拠としての関係文書がない状況で国中に尋ねることなく、肝要を勘える「入門」の手続きを採用し、担当奉行のもとで訴人と論人を交えて問答がなされたものとみられる。「入門」審理の際、関連史料について裁く側が確認していた点については、すでに検討した〔史料3〕の事例が参考になる。

問題は〔史料10〕が何年に作成されたかである。ここでは傍線①の「重及御沙汰」の部分に注目しよう。「重ねて御沙汰に及ぶ」とは久米田寺の越訴に関わる審理を指すことから、そのことを前提に記述された〔史料10〕は、越訴の審理がなされた正平十二年（1357）かそれ以降のものとして推測できるが、久米田寺の件を記す点に注目すると、同寺の件からさほど時間を経過していない時期のもの、つまり正平十二年（1357）の可能性が高いと推測する（63）。

9. その他の史料に見える「入門」の検討

最初に史料を示す。

〔史料11〕室町幕府奉行人連署奉書案（斎藤文書、『新潟県史 資料編4 中世二』1616号、番号の①～⑥と傍線は引用者による）

三浦和田下野権守茂実代見阿申越後国奥山荘内黒河条事、
①重書状如此、乍写取②覆勘状、無音之間、所立使者也、
③来月四日引付以前、可被進④所存状之由候也、仍執達如件、

観応元年三月廿七日

季基判

長井斎藤三郎入道殿

四月、⑤違背申状上之、

五月十八日、違背⑥入門披露了、

〔史料11〕は越後国奥山荘内黒河条をめぐる訴人の三浦和田茂実代見阿と論人長井斎藤三郎入道の間でなされた相論に関する史料である。傍線③の「来月四日引付以前」という記述から、この相論は引付方の管轄にあり、奉者の二人は担当奉行と判断できる（64）。

最初に経過を確認する。傍線①の「重書状」の記述から、これ以前に長井斎藤三郎入道に対して答弁を求める対応がとられていたとみられる。ここに見える「書状」とは消息体の訴状をいい、折紙に書かれた申状である（65）。長井斎藤三郎入道は最初の提訴をうけて傍線②の「覆勘状」を写し取りながら無音であったので、奉行人の側で使者を立て来月四日という期日を設定して所存を文書にして提出するように求めたものとみられる。

ここで覆勘状について確認する。覆勘状については二つの用法が知られている。一つは守護が出す番役勤仕の証明書である。現在のところ確認できる最後の博多警固番役の覆勘状は暦応二年（1339）のものという（66）。いま一つは鎌倉幕府の訴訟制度でみられる「覆勘」の制度で使われるもので、判決に不承伏の側が再審理を求める文書である（67）。ただ、室町幕府の具体的な事例について言及した研究は管見に入らない。番役勤仕の証明書の用法がこの時期に確認されない状況から判断すると、〔史料11〕が相論に関わる史料である点に注目して、この傍線②の「覆勘状」は訴訟制度で使用された、判決に不承伏の側が再審理を求めた文書の可能性が高いのではあるまいか。

そこで注目したいのは奥の注記である。四月に「違背申状」（傍線⑤）を「上（たてまつ）る」、五月十八日に「違背入門」（傍線⑥）を「披露」と記述しており、「上」と「披露」を使い分けている。また、〔史料11〕では「来月四日引付以前」（傍線③）の「所存状」（傍線④）の提出を求めていたことを考えると、傍線⑤という四月の「上」は「違背申状」を長井斎藤三郎入道が幕府へ提出したもの、五月十八日の「披露」はその「違背申状」を受理した担当

奉行人がおそらく引付の場に「違背入門」を「披露」したものと判断できる。「違背入門」とは「入門」を「違背」の語句が修飾している点に注目して〔史料4〕・〔史料1〕等で確認した(イ)の用法と判断し「違背」の「肝要」と判断する。

次に確認しておきたいのは傍線⑤の「違背申状」の「申状」の理解である。普通、「申状」とは訴人による最初の訴状をいう。この解釈をとると、この場合は長井齋藤三郎入道が訴人の申状を返却したことになり、「違背」を付すことから論人の長井齋藤側から見て「違背」の訴状(「申状」)を進上したことになる。しかし、この解釈では〔史料11〕が求めている傍線④の「所存状」の所在が不明確となる。

そこから本稿では傍線⑤の「申状」について長井齋藤三郎入道の「所存」を記して「申」した「状」(言い分)のことと判断する。「違背」については、これを上る側である長井齋藤三郎入道が、訴人の主張に対して「違背」していると反論する内容を記して「申」した「状」のこと(つまり「所存状」)と理解できるのではあるまいか。

ここでは「越訴」に関する〔史料1〕の検討によって相論をしている両当事者の出席がない状況下で関係文書のみを審理を行うことを「入門」の語句で説明していたことを想起しよう。その上で〔史料11〕の奥の五月十八日の記述について考えると、この箇所は訴人である和田茂実側の主張と論人である長井齋藤三郎入道側の「違背申状」(「所存状」=言い分)をふまえて、(両当事者の出席があったかどうかは不明ながら)両方の主張する論点に即して審理担当の奉行側で整理した「入門」(肝要)をおそらく引付の場に披露したという理解になる。

最後に文書名について確認する。本稿では室町幕府の発給文書ではないかと判断した。根拠は以下の通りである。

建武政権下で和田茂真と黒河条地頭職をめぐり争っている長井福河齋藤三郎実利法師(法名円心)がいる(68)。室町幕府では和田茂実を訴人で勝訴とする相論を貞和四年(1348)に確認でき(69)、観応元年(1350)三月には和田茂実代重貞が越後国北条内新居村地頭職をめぐり前年七月に争いが生じたことから室町幕府に提訴している。興味深いのは、この時の訴状をみると訴人側は「於京都致訴訟

之条無謂」(70)と言われたとのことであるが、京都において提訴し、観応元年(1350)四月十二日には和田茂実に対して越後国奥山莊北条内新居村地頭職を下知状に任せ沙汰し付けるように命じる引付方頭人奉書が発給されていることである(71)。この事例では下知状に任せてと記すことから、史料は現存しないが係争地に関する提訴と幕府の裁許が以前になされていたことがわかる。このように和田茂実と京都との密接な関わりを確認できるのである。

また、越後国の相論に対して康永二年(1343)・同三年(1344)・同四年(1345)に引付(内談)方奉書の発給を確認でき(72)、同じく康永四年(1345)に幕府の裁許を指摘できる(73)。このように和田茂実あるいは越後国と京都との関わりを指摘できること。また、観応元年(1350)年三月といえ、室町幕府では足利義詮のもとで引付方の活動が確認できる時期であること(74)。以上である。

以上の検討を通して、南北朝期の武家にあっても「入門」や「覆勘状」の審理が行われていたことを確認できた。

小括

- 第7章・第8章・第9章の検討内容を簡単に整理する。
- 17) 第7章の田代文書の事例では、論人が「入門」をもって訴人の訴えの棄却を求め、長福寺文書の事例では論人が「この入門」をもって訴人の謀訴棄却を求めていたが、前者は〔史料1〕で検討した(ア)肝要を勘える(手続き)の用法で、後者は同じく(イ)肝要の用法で理解できること。
 - 18) 第8章の久米田寺文書の事例では、久米田寺をめぐる相論への対応を含む南朝の政務一般のあり方を批判する中で「入門」手続きにもふれたものであり、そこでの「入門」とは証拠文書がない状況で、国中に調査もせずに訴人と論人の問答をもとに行われる肝要を勘える手続きであったと推測されること。
 - 19) 第9章の齋藤文書の事例では、南北朝期の室町幕府の手続きとして、「入門」を披露する手続きがあったと判断したこと。「覆勘状」については、救済手続きで使用される文書の可能性を指摘しておきたい。なお、この場合は「入門」を違背の語句が修飾しているので〔史料1〕

で検討した（イ）肝要の用法で理解できること。

おわりに

では最後に、全体のまとめを試みる。

本稿では第1章で〔史料1〕、「沙汰未練書」の割注の記述に注目し、成立が古い異本の記述である（ア）肝要を勘える（手続き）を最初の用法と考え、それをもとに生まれたのが（イ）肝要の用法と整理した。

これまでに管見に入った関連史料をみると、「入門」に「此」を付す〔史料4〕や〔史料9〕の事例、あるいは「違背」の語句で修飾された〔史料11〕の事例では前記の（イ）肝要の用法で、残りの事例では前記の（ア）肝要を勘える（手続き）の用法で説明できると考えた。

小論で言及した14世紀の11例（75）をもとに「入門」の用法をみると、裁く側の記述として「沙汰未練書」の〔史料1〕・「国分氏古文書」の〔史料2〕・香取文書の〔史料3〕・九条家文書の〔史料7〕・久米田寺文書の〔史料10〕・斎藤文書の〔史料11〕の合計6例がある。

論人の主張として東大寺文書の〔史料4〕とその関連史料で計3例（すべて「以此入門」）、田代文書の〔史料8〕（これは「以入門」）と長福寺文書の〔史料9〕（これは「以此入門」）の合計5例がある。この5例はすべて論人側の主張であり、訴人の「入門」要求は確認できない（76）。また、「入門」を求める論人の要求が実現した事例も確認できない。もちろん、訴訟人による「入門」の要求が結果として裁く側で認められた可能性まで否定するものではないが、管見の限り訴訟人の要求で採用された「入門」の事例は確認できない。「入門」の採用については訴訟人の要求が認められたように見える場合があったとしても、それはあくまで結果としてであって、「入門」の適用については裁く側の判断によったと考えてよいのではなかろうか。

すでに第4章で8）一方の主張のみにより「入門」手続きに移行する場合があったのかどうかについては改めて検討の必要があること、という課題をあげたが、一方の主張のみで「入門」手続きに移行した事例は確認できなかったというのが本稿の結論となる。

大きく注目しておきたいのは、裁く側を記述した事例、

具体的には「沙汰未練書」の〔史料1〕（77）・「国分氏古文書」の〔史料2〕・香取文書の〔史料3〕・九条家文書の〔史料7〕・斎藤文書の〔史料11〕の5例をみると、担当奉行のもとで訴人と論人の問答（あるいは文書による審理）を確認（あるいは推測）でき、そのうち〔史料2〕（年貢の部分）・〔史料3〕・〔史料7〕（東方の部分）の3例で「入門」手続きにより相論の落居を確認できたことである。ここから、当事者の意識の問題は措くとして、手続き面からみると「入門」手続きとは一方の主張のみをふまえて裁決に至るものではなかった。

本稿で検討できた事例が11例と少なく、今後の史料博搜に期待する部分が多いが、今回の検討結果から考えると「入門」の審理とは、新田一郎氏の指摘のごとく相論の初期段階で採用された手続きであり、本稿で大きく注目したように担当奉行のもとで訴人と論人の問答（又は文書）による審理を確認（又は推測）できた。また、そこでは訴人の訴状（論人が不応訴の場合、重訴状）、訴人と論人の問答や訴訟人の提出文書に即して「肝要を勘える」（＝「入門」）という点に特徴があった。この「肝要を勘える」とは、訴訟人が対立している大切な要点（肝要）とは何かについて裁く側が勘える、言い換えれば裁く側が迅速な審理を目指して対立している論点を発見するものと理解した。新田氏の指摘される「切り札」（本稿の「はじめに」参照）とはこの“論点の発見”と関わるが、本稿では「入門」や「肝要」について、「切り札」や「一般性をもった規範」（本稿の第4章参照）と結びつけずに再検討を試みた。その理由については前掲注（8）で述べているが、それに補足すると〔史料7〕で確認したように新田氏の指摘される「切り札」は「入門」手続きで機能しない場合があり、決め手となるはずの「切り札」は異議申し立てを認める「入門」手続きになじまないのではないかと判断したからである。

論人の陳状提出については〔史料3〕の事例で確認できたが、そこでは訴人が陳状を受理していなかったとみられ、他の事例も含めるといわゆる訴陳状の交換は成立していないと判断できる（78）。

本稿では、訴えをうけて訴人と論人による対決（問答）や双方の提出文書をふまえて論点の発見がなされたこと、具体的には〔史料2〕のように多岐にわたる争点を記した

訴状に即して対立する論点を発見し引付に披露していること(担当奉行が陳状を参照した可能性もある)、『史料3・7』のように裁く側が論点の発見に積極的であったとみられること、『史料11』のように裁く側が対立する論点を発見し引付に披露していると推測できることに大きく注目していることを改めて記しておこう(79)。

また、第6章で検討した〔史料7〕の事例では、訴人が「入廉」の語句を使用していないが、訴人は迅速な解決を目指し論人と重ねての「召合(召決)」を求めている。ここからは今後の検討課題となるが、訴論人が「入門」の語句を用いない形で、相論の初期段階において訴えをうけた裁く側が陳状を待たずに訴人と論人を召し合わせ、双方が共有する(あるいは共有できる)論点を発見し迅速な解決をめざす手続きが少なくとも建武政権下で成立していたのかもしれない。いずれにしても本稿で指摘したいいくつかの事実は、いわゆる特別訴訟手続きを理解するために重要な論点であることを最後に確認して擱筆することにしたい。

注

(56)、概要については福田栄次郎「和泉国大鳥庄と地頭田代氏について」(『駿台史学』5号、1955年)、黒川光子「和泉国における南北朝内乱」(『ヒストリア』73号、1976年)、河音能平「筑後田代文書として伝来した和泉上村文書について」(『世界史のなかの日本中世文書』文理閣、1996年、初出は1987年)、『岸和田市史 第2巻』1996年、第2章第3節(執筆玉谷哲氏)、「和泉国」の「大鳥郷・大鳥荘・大番保」の項(執筆井田寿邦氏、網野義彦他編『講座日本荘園史8』吉川弘文館、2001年)388頁以下の記述等を参照した。なお、『史料8』の「入門」に検討を加えた論考については管見に入らない。

(57)、傍線⑧の「執御沙汰」については、石井前掲注(1)著書42頁参照。

(58)、〔史料8〕の傍線⑦の部分の解釈について補足する。了賢は祐尊との相論において「対問」に及ばなかったという。及ばなかったという時期が不明確だが、「対問」とはふつう訴人・論人と裁く側の間で問答を行うことと理解されている。そのような「対問」を拒

否していることと、前述した「入門」手続きの要求とはどのような関係にあると考えればよいのだろうか。一つには、これからは了賢が「対問」に応じるつもりであると理解することである。いま一つは、これからは了賢は「対問」を拒否するつもりであると理解することである。では、後者の場合、「入門」を要求しながら、論人の了賢が出頭しないのであれば、どのような形態の審理が可能なのかという点が問題として残るのであるが、この点については、論人の了賢によれば自身の主張(論点)の正しさは武家の度々の下知状等で明白なので、これまでの訴人側の提出書類と論人が提出した重陳状などの関係書類を調べるだけで双方が共有できる論点を幕府側で導き出せると主張していたと理解することができないであろうか。この理解については、『史料1』の事例が参考になる。ここでは、訴人と論人が出頭しているわけではなく、越訴申状と以前の原判決(「先度御沙汰落居事書」)を「勘合」することが「入門」の内容であった。この事例を参考にすれば、少なくとも論人の了賢の主張としてはそれなりに理解できるものではないだろうか。

(59)、この点、新田前掲注(3)著書34頁参照。

(60)、笠松前掲注(2)著書316頁では、「泉州久米田寺文書」(『岸和田市史史料第1輯』1973年)により差出人として「心灰」の読みが示されている。『大日本史料 第六編』21、441頁以下は「隆俊カ」とする。

(61)、典拠はすべて『大日本史料 第六編』21、437頁以下および『岸和田市史 第6巻 史料編1』(1976年)所収の史料による。『岸和田市史 第2巻』(1996年)544~5頁に〔史料10〕の写真が掲載されている。

なお、この相論については『岸和田市史 第2巻』(1996年)の第2章第4節、「包近名地頭職をめぐる相論」と「南朝の裁判」(544頁以下)において言及がある(執筆は山中吾朗氏)。ここでは〔史料10〕がいつのものかについては「年未詳」(544頁)とし、〔史料10〕について「心灰が前高倉大納言に宛てて越訴を取り次いだものである」(544頁)、「入門」については「実質的審理を省略した観念的な裁判のありかたを意味した」(547頁)、『史料10』が越訴を取

- り次ぎ、「当時の南朝の裁判のありかたを批判し（中略）、こうした批判を受け入れたためであろうか、再審が開始されると、南朝は在地の有力者に久米田寺が包近名地頭職を知行しているのか否かを問いただし、その報告を命じている」（547 頁）という。小論では〔史料 10〕の傍線①の「重及御沙汰」の箇所について、本文に記したように越訴の審理が開始され決着したことと判断しており、〔史料 10〕の提出をきっかけに越訴が開始されたのではなく、〔史料 10〕は越訴が開始され決着した後で作成されたものと理解している。
- (62)、正平十二年（1357）七月十八日付「聴断」をみると「任延元二年八月五日綸旨、可被許寺家知行哉」（『大日本史料 第六編』21、439 頁）とあり、延元二年（1337）の綸旨は「寺家」（久米田寺）に下されたものである。『岸和田市史 第 6 卷 史料編 1』（1976 年）は、246 号として年欠の久米多寺住侶等中に充てた八月五日付後醍醐天皇綸旨を収録する。
- (63)、〔史料 10〕の年号について、『大日本史料 第六編』21、443 頁は「（正平十二年カ）」、『岸和田市史 第 6 卷 史料編 1』309 号は「某年」、笠松氏は「正平十一年」（前掲注（2）著書 316 頁）、新田氏は「正平十二年」（前掲注（3）著書 23 頁、26 頁注（14））、長又氏は「年未詳」（前掲注（7）論文 66 頁）とする。
- (64)、〔史料 11〕は佐藤和彦他編『南北朝遺文 関東編第三卷』（東京堂出版、2009 年）1881 号に松田師行・斎藤季基連署奉書案として収録されている。『新潟県史 資料編 4 中世二』1616 号では室町幕府奉行人連署奉書案とし、奉者については季基に「斎藤カ」、師行に「松田カ」と注記していた。田中誠「室町幕府奉行人在職考証稿（2）一貞和元年（1345）～文和元年（1352）年一付奉行人氏族研究（安富氏）」（『立命館文学』653 号、2017 年）110 頁では季基を「斎藤」、師行を「松田」、文書名を「室町幕府奉行人連署奉書案」とし、底本として前記の『南北朝遺文 関東編第三卷』1881 号を記している。
- (65)、拙著『初期室町幕府訴訟制度の研究』（吉川弘文館、2007 年）第二部第二章「折紙申状」参照。
- (66)、守護が出す番役勤仕の証明書の用法については、川添昭二「覆勘状について」（『中世九州地域史料の研究』法政大学出版局、1996 年、初出は 1971 年）を参照されたい。最後の事例は暦応二年（1339）のもの（青方文書）である（22～3 頁）。
- (67)、鎌倉幕府の訴訟制度でみられる「覆勘」の制度で使われる用法については新田一郎「『覆勘沙汰』覚書」（『遙かなる中世』9 号、1988 年）に詳しい。そこでは「提示された「下知」に対する不承伏の申立てに基づく再審理の手続」（32 頁）という。
- (68)、田中大喜『中世武士団構造の研究』校倉書房、2011 年、初出は 2007 年、329、352 頁注（53）参照。和田彦四郎茂真と長井福河斎藤三郎実利法師（法名円心）の争いについては『大日本史料 第六編』2、358 頁以下、『中条町史 資料編第一巻』（1982 年）119 号建武二年（1335）三月二十九日付雑訴決断所牒、「新潟県史 資料編中世補遺（一）」（『新潟県史研究 19』1986 年）4438 号、前掲注（64）所掲『南北朝遺文 関東編第三卷』220 号を参照されたい。
- (69)、前掲注（65）拙著 230 頁。
- (70)、三浦和田氏文書『新潟県史 資料編 4 中世二』1296 号、前掲注（64）所掲『南北朝遺文 関東編第三卷』1884 号。
- (71)、三浦和田氏文書『新潟県史 資料編 4 中世二』1295・1297 号、前掲注（64）所掲『南北朝遺文 関東編第三卷』1890・1891 号、前掲注（65）拙著 40～1 頁。
- (72)、前掲注（65）拙著 26～7 頁。
- (73)、前掲注（65）拙著 228 頁。
- (74)、前掲注（65）拙著 38 頁。
- (75)、九条家文書の〔史料 7〕の事例は、すでに本文で述べたように訴人や論人が「入廉」を要求するという文脈で記述されてはおらず、雑訴決断所の審理を説明する中での記述である点に注意が必要である。また、目安や訴陳状でほぼ同じ箇所を記述していることから、実際には 3 例だが、まとめて 1 例と数えた。
- (76)、九条家文書の〔史料 7〕の事例では訴人が目安で「重可被召合」（傍線④）を求めていたが、訴人の要求として「入廉」の語句は確認できないので、訴人が要求した事例から除いている。

(77)、「沙汰未練書」の〔史料1〕の事例は石井良助氏の説明によると、「先度沙汰落居事書」と越訴状とを考えあわせるものという(第1章参照)。この場合、関係する両当事者の出頭はないが、越訴申状と原判決である「先度沙汰落居事書」の「勘合」(審理)がなされるという点に注目すると、「先度沙汰落居事書」には勝訴の理由が記されているはずであり、越訴申状は敗訴した側によるその判決への異議申し立てであるから、ここではいわば勝訴人とそれに反論する敗訴人という関係が二種類の文書に反映されている。確かにこの事例は単純な訴人と論人の問答とか訴人と論人が提出した文書に基づく審理ではないが、この類似点に注目して他の事例と同じように整理することとした。

(78)、ここで、かつて前掲注(65)拙著156頁以下において述べたこととの関連について付言しておこう。行論に必要な範囲で拙著の内容を示すと以下の通りである。15世紀に「可(被)明申」という文言を持つ文書を召文と記述していたこと、鎌倉幕府のもとでも14世紀前半に「可明申」「可被弁申」の文言を持つ文書を召文と記述していたこと、少なくとも鎌倉時代の九州において正安二年(1300)七月、問状を止めて召文を規定するに至ったこと、当時の召文では陳状を帯して出頭することを求めていることなどである。これらの点を本稿で指摘した「入門」手続きの特徴と比較すると、従来の召文による審理では訴状と陳状の提出・交換をふまえていたが、「入門」手続きでは訴えをうけて(論人の陳状交換を待たず)訴人と論人による対決(問答)に移行していることが大きな相違点として注目できるのではないかということである。召文、問状等の理解については西村安博「鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き—その理解の現状と今後の課題—」(『同志社法学』60巻7号、2009年)、同「鎌倉幕府の裁判における召文違背について—関東裁許状を主とする関係史料の整理—」(『同志社法学』69巻2号、2017年)を参照されたい。

なお、〔史料1〕の越訴(あるいは〔史料11〕の覆勘状)の審理においては事情が異なる部分がある。前

掲注(58)・(77)でも述べたが、越訴の場合、「入門」の段階で両当事者の対決(問答)がない。しかし、越訴申状(訴人の主張を記した文書)と原判決である「先度御沙汰落居事書」(勝訴した論人側の立場を反映した文書)をもとに審理がなされた。つまり論人による陳状の提出・交換はなされておらず、両当事者の出頭もないが、訴論人の主張を読み取れる二種類の文書によって「入門」の審理がなされた。覆勘状の場合、推測になるが、少なくとも訴人側の「覆勘状」と論人側の「違背申状」という二種類の文書をもとに「入門」審理がなされたとみられる。また、建武政権期については前掲注(55)を参照されたい。

(79)、ここで提訴から対決(問答)へ移行するという小論の理解について付言しておこう。前掲注(22)所掲『増訂鎌倉幕府裁許状集 上 関東裁許状篇』をみれば(たとえば17号)、鎌倉時代前半から提訴をうけて対決(問答)へ移行した事例を確認でき、石井前掲注(1)著書139~140頁には、鎌倉時代中期以後において訴えをうけただちに召文を発する事例が指摘されている。鎌倉時代の後半、裁く側も大きく変化することについては先学の指摘があるが、本稿で注目したいのは、その変化の中に生まれた「入門」で確認できる提訴から対決(問答)への手続きには、鎌倉時代前半の手続きと違いがあるという点である。先学の指摘もふまえると鎌倉時代後半に入り、「入門」では裁く側が主体となり訴えをうけ対決(問答)に移行し対立している論点を発見して迅速な審理をめざし、それが不調の時は「入理非」る手続きに移行したが、前半はそうではなかったということである。

なお、「はじめに」で述べた「入門」の研究史、注(79)の先学の指摘についてはすでに西村安博氏によって「日本中世における裁判手続に関する理解をめぐる(二・完)—その理解の現状と課題—」(『同志社法学』65巻三号、2013年)「補論三、鎌倉後期の「法と裁判」をめぐる理解の周辺」において羽下徳彦氏の「書評」での理解も含め論点が丁寧に整理されている。ぜひ参照されたい。

【付記】

本稿は平成 31 年度（2019 年度）科学研究費補助金基盤研究（C）（一般）「日本中世の裁判手続における事実認定と手続的判断に関する法制史的研究」（研究代表者 同志社大学法学部教授西村安博）の研究分担による成果の一部である。

本来であれば、引用史料の利用に際しては完璧を期すべ

きところであるが、今回は現状で出来る限りの対応となったことをお断りしておきたい。また、史料検索に際しては東京大学史料編纂所データベースを利用したところがある。

末筆ながら、本稿をなすにあたり種々ご教示をいただいた同志社大学法学部教授西村安博氏および迅速な文献の貸借・複写でお世話いただいた本校企画係（図書館）、校正でご配慮いただいた本校研究報告編集委員会と同企画係の関係各位に謝意を表する次第である。

表 3

番号	年月日	訴人	論人	係争内容	文書名〔（ ）は端裏書〕	史料番号
1	建武 4 年 8 月 24 日	田代了賢	上村入道	①大鳥荘上条、 ②押妨狼藉	室町幕府引付頭人奉書案	116 号
2	建武 5 年閏 7 月 24 日	田代了賢	上村入道	①、②	室町幕府引付頭人奉書案	130 号
3	建武 5 年閏 7 月日	田代了賢	上村基宗	①、③非分押領	重訴状案	132 号
4	暦応 3 年 8 月 24 日	上村信海	田代了賢	④濫妨	室町幕府引付頭人奉書案	139 号
5	暦応 3 年 9 月 26 日	了賢代貞行	上村信海	①、②押妨	書状案	140 号
6	暦応 3 年 9 月 26 日	田代了賢	上村信海	(⑤出対の要請)	室町幕府奉行人連署奉書案	140 号
7	2 月 27 日	上村信海	田代了賢	⑥造沙汰	関白家御教書案	141 号
8	康永 2 年 6 月日	雑掌祐尊	田代了賢 (基綱)	①、④、⑥、 ⑦刈麦狼藉	訴状案	149 号
9	康永 4 年 4 月日	田代了賢	上村信海	②、⑧了賢への打渡	訴状案	152 号
11	(貞和 3 年) 5 月 12 日	雑掌祐尊	田代了賢	⑨乍請取二問状不進二 答状、可被召出二答状	書状案	172 号
12	貞和 3 年 7 月	田代了賢	祐尊 (乗円)	⑩無窮謀訴を棄捐、 ⑪違勅過言悪党 扶持重科、 *17 項目にわたり反論	重陳状案	174 号
13	(後欠)	田代了賢	上村信海	④	目安	175 号

注：史料番号は『高石市史 第 2 巻史料編 1』(1989 年)所収の田代文書の番号による。